

第54回マーチングバンド千葉県大会

[第60回マーチングバンド関東大会代表選考会]

[第32回千葉県マーチングバンド・カラーガードフェスティバル]

[第25回関東地区マーチングバンド・カラーガードオープンコンテスト]

基本実施要項

熟読の上、ご参加をお願いします

コンテスト部門に参加する団体は、
関東大会・全国大会の実施要項もご覧になり参考にしてください。

千葉県マーチングバンド協会

URL : <http://chibamb.org/>

MAIL : mail@chibamb.org

大会概要

1. 主 催：千葉県マーチングバンド協会

2. 開催日：2025年9月15日（月・祝）

開演 10:30 ・ 終演 17:00（予定）

※ エントリー団体数によって開催時刻を変更することもあります。

※ 今後の情勢により、開催方法を変更する場合があります。

3. 会 場： 幕張メッセイベントホール

〒261-8550 千葉市美浜区中瀬2-1 TEL:043-296-0001(代)

JR京葉線 『海浜幕張駅』から徒歩約5分

JR京葉線 『幕張豊砂駅』から徒歩約20分

JR総武線・京成線『幕張本郷駅』から『幕張メッセ中央』行きバスで約17分

4. 後 援：千葉県・千葉県教育委員会・千葉市・千葉市教育委員会
千葉県芸術文化団体協議会・千葉県音楽振興協議会
一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会
一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会吹奏楽運営委員会
千葉県吹奏楽連盟・千葉県バトン協会
日本マーチングバンド協会関東支部

（申請予定）

5. 趣 旨：

千葉県マーチングバンド協会は、学校教育や地域社会におけるマーチングバンド、カラーガードの普及発展及び技術の向上を目指すことにより、青少年の健全育成に寄与することを目的として活動しております。

近年、マーチングバンドやカラーガードの活動が盛んになり、その技術の向上はめざましいものがあります。これはマーチングやカラーガードの特性でもある音楽と身体的動作を伴う、心・技・体の調和のとれた演技形態が、豊かな情操を養い、規律や節度のある人格形成に極めて効果の高いことが認識されてきたからです。

本大会は、千葉県内の幼児から大人に至るまでのマーチングバンド・カラーガードの団体を一堂に集め、関東大会さらには全国大会をめざして練習の成果を披露します。また、未加盟団体及び大会経験の少ない団体でも参加できるフェスティバル、県外の団体を対象としたオープンコンテストを設け、多くの団体が発表できる企画を進めています。この部門は関東大会への推薦がありませんので、編成や構成メンバーに関係なく皆で楽しむ演奏演技を発揮できる場、フロア発表を通して講評を受ける場として位置づけています。大会に興味のある団体の積極的な参加をお待ちしております。

この大会が一層の普及発展と技術や体力の向上の手助けとなるよう、価値あるものにしたいと思います。

其参加資格

○本大会に参加を希望する団体は、下記の資格Ⅰ・Ⅱ及びⅢを満たすことを条件とする。

資格Ⅰ（登録等に関する内容）

(1) コンテスト【第60回マーチングバンド関東大会代表選考会】

- ☆ マーチングバンド部門を行い、成績優秀団体を千葉県代表として関東大会へ推薦する。
- 2025年6月30日現在、千葉県マーチングバンド協会に登録を完了していることとする。
- 加盟登録名称と大会参加の名称は同一のものとする。
- 参加メンバーは年間でその団体に所属していること。（短期メンバー補強は不可）

(2) フェスティバル【第32回千葉県マーチングバンド・カラーガードフェスティバル】

- ☆ マーチングバンド部門、カラーガード部門を行い、関東大会への推薦はなく、発表の場とする。
- 加盟登録の有無にかかわらず参加することができる。

(3) オープンコンテスト【第25回関東地区マーチングバンド・カラーガードオープンコンテスト】

- ☆ マーチングバンド部門、カラーガード部門を行い、関東大会への推薦はなく、特別発表の場とする。
- 関東地区（千葉県以外）の団体が、加盟登録の有無にかかわらず、参加することができる。
- 千葉県カラーガード団体で、「マーチングバンド全国大会カラーガード部門」の参加資格を得た団体が参加することができる。

資格Ⅱ（諸会費の納入に関する内容）

○大会実行委員会が定める期日までに、下記の会費の納入を完了していること。

(1) 団体参加費〔審査料、会場使用料、演奏利用料等の費用として〕

コンテスト	15,000円
フェスティバル	8,000円
オープンコンテスト	8,000円

※ 1団体で2チーム以上参加する場合は、チームごとに団体参加費を納入する。

(2) 個人参加費〔プログラム・傷害保険等の費用として〕

1名	1,000円
----	--------

※ 個人参加費とは構成メンバー（演技フロアに入る演奏演技者）、登録引率者、補助スタッフの費用を指す。

資格Ⅲ（書類等の提出に関する内容）

○大会実行委員会が定める期日までに、下記の書類等を提出していること。

- (1) 大会実行委員会が指定した参加申込書・各種調査書類
- (2) 構成メンバーの登録書（当日の構成メンバー数は登録人数以内であること）
※構成メンバーとは当日演技フロアに入場し演奏演技及び指揮を行う者とする。
- (3) 著作権（音楽著作権、肖像権等）に関する書類

その他

- (1) 【コンテスト】に参加する団体で、コンテスト参加メンバーが【フェスティバル】へも参加をすることを可能とする。団体参加費の納入、及び、新たに加わったメンバーがいた場合、その人数分の個人参加費の納入は必要とする（重複出場する際の個人参加費は【コンテスト】のみ納入することとする）。
※可能とする内容：異なる曲目を使用する、参加部門が異なる、演技の内容が異なる（パレード）等
- (2) 【フェスティバル】にのみ参加する団体で、フェスティバル内で重複出場の場合、個人参加費は各々で納入することとする。
- (3) 編成を変えない中での構成メンバー増については、出演団体打合せ会議当日までとし、増員分の参加費を出演団体打合せ会議当日に納入する。

※資格Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに反した場合は注意又は警告書を発行するか、大会参加を認めない場合がある。

特に、著作権許諾に関しては指定期日までに提出されていない場合には、大会参加を認めない。

1. 構成

【コンテスト】 【オープンコンテスト】

- (1) 小学生の部 : ①単一加盟団体の小学生構成
②複数加盟団体の合同小学生構成
③小学生以外の指揮者は2名まで自由資格とし、演奏演技をしてはならない。
(入退場時の楽器や器物の搬入及び搬出は可)
- (2) 中学生の部 : ①単一加盟団体の中学生構成
②複数加盟団体の合同中学生構成
③単一加盟団体の小・中学生構成
④複数加盟団体の合同小・中学生構成
⑤小学生・中学生以外の指揮者は2名まで自由資格とし、演奏演技をしてはならない。
(入退場時の楽器や器物の搬入及び搬出は可)
- (3) 高等学校の部 : ①単一加盟団体の高等学校構成
②同一学校法人内の高等学校及び中学校による合同構成
③複数の公立高等学校による合同構成(公立高等学校の統廃合に伴う移行期間中)
※ 上記のような特殊事情がある場合に限り、合同による出場を認める。出場に際して該当する高等学校はすべて加盟しているものとする。
④生徒以外の指揮者は2名まで自由資格とし、演奏演技をしてはならない。
(入退場時の楽器や器物の搬入及び搬出は可)
- (4) 一般の部 : ①単一加盟団体による構成(ただし、未就学児は除く)

【フェスティバル】

- (1) 幼保の部 : 単一または複数の団体の幼児以下の構成
- (2) 小学生の部 : 単一または複数の団体の小学生以下の構成(未就学児可)
- (3) 中学生の部 : 単一または複数の団体の中学生以下の構成(未就学児可)
- (4) 高等学校の部 : 単一または複数の団体の高校生以下の構成(未就学児可)
- (5) 一般の部 : 単一または複数の団体による年齢を問わない構成(未就学児可)

2. 人数編成

【コンテスト】 【オープンコンテスト】

- (1) 小学生の部 : ア. 小編成(指揮者を含めて40名以内)
イ. 大編成(指揮者を含めて41名以上100名以内)
- (2) 中学生の部 : ア. 小編成(指揮者を含めて40名以内)
イ. 大編成(指揮者を含めて41名以上100名以内)
- (3) 高等学校の部 : ア. 小編成(指揮者を含めて40名以内)
イ. 中編成(指揮者を含めて41名以上80名以内)
ウ. 大編成(指揮者を含めて81名以上150名以内)
- (4) 一般の部 : ア. 小編成(指揮者を含めて40名以内)
イ. 中編成(指揮者を含めて41名以上80名以内)
ウ. 大編成(指揮者を含めて81名以上150名以内)

【フェスティバル】

自由編成 人数による編成の区別はない。

3. 楽器編成

【コンテスト】 【フェスティバル】 【オープンコンテスト】

(1) 幼保の部

- ① 楽器編成は自由とする。事前申請のあった場合のみAC電源の使用を許可する。

(2) 小学生の部・中学生の部・高等学校の部・一般の部

- ① 楽器編成は自由とする。
- ② 【コンテスト】 【オープンコンテスト】では、シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器は使用不可とする。【フェスティバル】では、事前申請（相談）を必要とする。また、ピアノ、オルガン、ハーブシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、大会事務局に問い合わせること。

4. 演奏演技時間

【コンテスト】 【フェスティバル】 【オープンコンテスト】

(1) 演奏演技時間

小学生・中学生の部 6分半以内

高等学校の部・一般の部 8分以内

※入退場は安全にかつ素早く行うものとする。

※計時は計時補助員（登録引率者が望ましいが指揮者も可）が演奏演技開始の合図として旗を振り下ろした時点から、再度演奏演技終了の合図として旗を振り下ろした時点までとし、これを演奏演技時間とする。

（【フェスティバル】 幼保の部は入場から表彰前までで10分以内とし、演奏演技開始及び終了の合図（計時補助員）の必要は無いものとする）

- ① 入場開始のアラーム音をきっかけに入場。審査準備のため、入場開始後1分間は演奏演技を開始することが出来ない（この間に団体紹介のアナウンスを行う）。演奏開始の旗を振り下ろす前に演奏が開始された場合は審査および計時を開始する。
- ② 入場開始から1分後以降、計時補助員（登録引率者が望ましいが指揮者も可）が演奏演技開始の合図として旗を振り下ろす。
- ③ 演奏演技の終了時、計時補助員が再び合図として旗を振り下ろす。演奏演技終了合図後の演奏は禁止とする。演奏演技終了の合図の旗が振り下ろされた後に演奏が行われていた場合は計時を続行する。

※上部大会に出場する際は、上部大会の実施要項をよく確認すること。

5. 審 査

【コンテスト】 【オープンコンテスト】

(1) 審査の内容（予定）

全ての部において、3名の審査員が「音楽と視覚の調和」「演奏の調和」「演技の調和」の3項目を総合的に審査する。また、点数を審査用紙に記載し、コメントを記録媒体に記録する。

【フェスティバル】

(1) 審査の内容

○審査員は3名とし、総合的な審査として、演奏演技に対するコメントを記録媒体に記録する。

実施規定《カラーガード部門》【フェスティバル】【オープンコンテスト】

1. 構成

【フェスティバル】

(1)構成は自由（未就学児可）

【オープンコンテスト】

(1)ジュニアの部（中学生以下）：①単一加盟団体構成

②複数加盟団体の合同構成

(2)高等学校の部：①単一加盟団体の高校生構成

②同一学校法人内の高等学校および中学校の合同構成

③複数の公立高等学校による合同構成（公立高等学校の統廃合に伴う移行期間中）

(3)一般の部：①単一加盟団体による構成（ただし、未就学児は除く）

2. 編成【フェスティバル】【オープンコンテスト】

(1) 編成及び構成メンバーの人数は自由

3. 演技 【フェスティバル】【オープンコンテスト】

(1)演技時間

ジュニアの部 4分半以内

高等学校の部・一般の部 5分半以内

※入退場は安全にかつ素早く行うものとする。

① 入場開始のアラーム音をきっかけに入場する。

② 入場開始から30秒は、団体紹介のアナウンスがあるので、音源をスタートすることは禁止する。

③ 入場開始から30秒後以降、演技計時補助員（登録引率者の1名）が音響席において、「スタート」の合図を行う。

④ 演技の終了時、演技計時補助員が「ストップ」の合図を行う。

(2)手具について

○演技に使用する手具として、フラッグ、ライフル、セーバーのいずれかの使用を義務づける。

○楽器等の演奏は不可とする。

4. 演技用CD 【フェスティバル】【オープンコンテスト】

① 演技用に使用する音楽については、演技計時補助員（登録引率者の1名）が入場してから音響席に演技用CDを持参すること。作動及び停止の合図は上記3(1)に基づく。

② 演技用音源は、音楽著作権使用許諾並びに録音利用許諾を受けたCDを使用すること。

録音方法は、1枚のCDに使用する曲のみ録音し、LPモードではなくノーマルモードとすること。

③ 編集しない楽曲をそのまま使用する場合、原盤CDでも可能である。

④ CDには部門・構成・団体名を明記すること。

5. 審査

【フェスティバル】

(1)審査の内容

○審査員は3名とし、総合的な審査として、演技に対するコメントを記録媒体に記録する。

【オープンコンテスト】

(1)審査の内容（予定）

審査員は3名とし総合的な審査とする。また点数を審査用紙に記載し、コメントを記録媒体に記録する。

1. 演技

(1)演技フロア

- ① 演技フロアは後述の通りとする(ライン及び十字ポイントは白色。演技ライン及び正面演技ラインは赤色)。
- ② 演技フロアの使用は、左右の演技ラインの範囲内とする。正面演技ラインより前方側の使用は禁止する。

(2)入退場

演技フロアへの入場は構成メンバー、登録引率者及び補助スタッフのみとする。
(登録引率者と補助スタッフは演技中、指定された席で待機する。)

(3)手具・器物・特殊効果について

「手 具」とは…

演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器 物」とは…

楽器・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「特殊効果」とは…

フラッシュ・ストロボ・各種ライト類(ケミカル類含)等の光の効果を用いたもの及びサイレンを特殊効果とする。

- (1) 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※規 格：1m80cm × 1m20cm × 1m50cm以内の立体

ただし、規格内の大きさであっても、1m20cmを越える高さで演奏演技することは禁止する。

- ① 器物を重ねたり密着したりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
- ② 器物と繋がっている布は器物としての制限を設けない。
- ③ 器物と器物を布で繋ぐことは禁止とする。
- ④ フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

- (2) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査委員長に提出すること。

- ① 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
- ② 施設の電源は使用不可。乾電池・モバイルバッテリーの使用を認める。(ポータブル電源は不可。)使用の際はその安全性が製造メーカーによって保証されているものに限る。
- ③ 火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。
- ④ 乗り物(自転車・バイク・ローラースケート・スケートボード等)、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。

- (3) 正副指揮台は、大会本部が設置したものを設置した場所から移動することなく使用すること。大会本部が設置した指揮台では指揮以外の使用は不可とする。その他の場所での指揮台使用は、各団体での持ち込みを可とする。

- (4) 国旗等の使用は敬意を損なわぬよう最大限に注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

- (5) スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。

- (6) フロアを傷つける恐れのある行為を行わないこと。尖ったヒールやプロップのフロア接地部分の形状や材質には十分に留意すること。

(4)演技順

大会を通しての演技順は、運営の円滑を期すため、実行委員会で決定するものとする。

2. 審 査

(1)審査委員長

審査委員長は、審査全般の最終確認を行うとともに、審査業務を円滑に遂行する。

(2)審査員

大会実行委員会が委嘱した審査員で、実施規定に定めた内容により審査を行う。

(3)審判員

①各部門、大会実行委員会が委嘱した審判員で、実施規定に定めた「人数・編成・フロア・入退場・時間・器物・事故」の内容を審判する。

②審判員は違反と判断した場合には、演技終了後審査委員長に報告し、最終判断を実行委員長がする。

3. 成績・表彰

【コンテスト】

(1)成績判定

① 各審査員は審査規定に基づき採点する。

② 審査員による合計点を平均し、平均点の高いものを上位とし順位を決定する。

③ 得点が同点の場合には、下記の順序により順位を決定する（関東大会推薦に絡む場合のみ）。

ア. 同点団体のみによる席次合計点の少ない方を上位とする。

イ. 審査員の投票により上位を決定する。

(2)表彰

① 全出場団体に、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。

② 関東大会への推薦は、関東大会推薦枠に従い、成績優秀団体を関東大会へ推薦する。編成別に成績の上位より推薦を行う。ただし、レベル・内容によっては関東大会への推薦をしないこともある。

③ 優秀な団体には、特別賞を授与することがある。

【フェスティバル】

(1)表彰

① 全出場団体に、優秀賞を授与する。

② 特別賞として、審査員奨励賞を授与することがある。

【オープンコンテスト】

(1)成績判定

① 部門ごとに、各審査員は審査規定に基づき採点する。

(2)表彰

① 全出場団体に、優秀賞を授与する。

② 特別賞として、千葉県協会理事長賞を授与することがある。

4. 登録引率者・補助スタッフ等

(1)登録引率者

○ 出演者(構成メンバー)以外で構成メンバーと同じ経路を使用し、出演団体に引率することができる者のことをいう。マーチングバンド部門においては、構成メンバーが使用する楽器・器物等の運搬の補助もできる。

☆5名まで ※カラーガード部門：音響席での合図を行う1名を含む。

(2)補助スタッフ

○構成メンバーが使用する楽器・器物等の運搬補助をできる者のことをいう。

☆10名まで（幼保の部は20名まで）

(3)入場方法・兼務

① 登録引率者、補助スタッフは出演者章の着用で入場ができる。

② 登録引率者と補助スタッフの兼務は可能である。

(4) 演技中に発生した事故に対する対応について

① 落下物除去について

演技演奏中の不慮の落下物について、「このままでは演技者が危険である」と判断できる状態で、演技者自ら除去できる場合を除き、補助スタッフ及び登録引率者がフロアに入って撤去することができる。

② 衝突・転倒などによる演技者の不慮の事故について

演技中にプロップや他の演技者への衝突、転倒などにより被害が拡大しそうな時、また演技者が重篤な状態に陥った場合には、補助スタッフ及び登録引率者がフロアに入ってケアすることができる。危険を回避するための行動による演技の乱れは審査に影響しないものとする。それより先に係員が救助に入る際には演技の誤判断を避けるために団体側への確認が必要とされる。又、これ以上演技を続けた場合、危険が生じると判断された場合には主催者の判断で演技の中断を要請することができる。その場合の演技続行に関しては実行委員長により判断される。

5. 罰則等遵守事項

① 大会実施規定を厳守すること。

② 大会実行委員会の指示に従い、安全でスムーズな運営に協力すること。

③ 他の参加団体に迷惑となる行為、非社会的な行為、大会主旨に反する行為は慎むこと。

※ 資格、手続き、書類、演奏演技規定、審査等への違反、故意と認められるような規定違反並びに、団体の行動（引率者・補助スタッフ含む）等で、大会運営に支障をきたした場合は、参加不可、違反失格注意書または警告書を提示する場合がある。注意・警告された内容、また、連続して注意・警告を受けた団体は、上部大会への推薦をしない場合もある。

6. その他

① 大会当日でも登録人数内のメンバーの変更は認める。

② 器物の搬入搬出は指定した通路を使用し、構成メンバー・登録引率者・補助スタッフ（手具・器物を含む）は定められた場所で待機をすること。またリハーサルルーム及び入場口についても実行委員会が指定する。

③ コンテスト部門においては、関東大会基本実施要項、全国大会実施要項を参考にすること。

④ 本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

《万が一の場合に備えての対応》

○千葉県大会の演技中に地震等で演技が中断された場合の対応は、下記のとおりとする。

1. 演技中に地震等があった場合は、演出部よりストップをかけて中断した上で、大会継続が可能かどうかを実行委員長が判断する。
2. 継続可能な場合は、当該団体が曲の最初から演奏・演技をやり直して進行する。
3. 継続不可能な場合は、緊急事態が発生した時点で、演技をした・しないに関わらず、全団体を表彰する。

なお、終了している部門はその結果を有効とし、関東大会への推薦に反映する。終了していない部門に関しては、下記の推薦方法に基づき、関東大会への推薦を決定する。

○関東大会への推薦に関して、不測の事態、停電、節電等、万が一の場合に備え、下記のとおり対応をする。

1. 千葉県大会が開催されない場合の、関東大会への推薦は以下のとおりとする。

○関東大会への推薦枠を使用する。

2. 千葉県大会は開催されたが、出演辞退等があり、関東大会の推薦枠が全て使用されなかった場合、残った枠の推薦は以下のとおりとする。

○残った枠の推薦枠を使用する。（当該部門のみ）

3. 推薦方法

① 事前に提出した資料による審査とし、推薦団体を決定する。

- ・定点カメラでの演奏演技全景を撮影したものを、指定期日までに持参する。
- ・媒体はDVDとする。

② 各団体にはコメントと結果、推薦団体には認定証等を送付する。

其大会参加に当たり必要な著作権申請について

大会に参加する団体が、日頃の練習の成果を思い切り発揮するためには、大会が、法律に基づいて適正に運営されていることが必要である。参加団体は、著作権法に基づき、正しく著作権申請を行った上で大会に参加すること。以下の事項は、あくまで補助的なもので、大会で使用する楽曲等について万が一、権利者とのトラブルが生じた場合は、各団体の責任の下に処理することになるので注意すること。

1. キャラクター等の著作権

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は書籍出版社等に使用許諾を得る必要がある。

2. 楽曲のアレンジに係る音楽著作権

使用する楽曲をアレンジする場合、事前に、編曲に係る音楽著作権に関して「音楽出版社」の許諾を得ること(使用料等の支払並びに支払方法が提示されることがある)。

なお、著作権が消滅している楽曲(本書末尾を参照。2022年からの変更点あり。)や自作曲を利用する場合は許諾の必要はない。

(1)市販の楽譜を指定の編成で利用する…… 編曲に係る申請は不要

- ・市販の楽譜を使用する場合は、購入を証明する領収証等のコピーを提出すること。
- ・日本国外から直接購入した楽譜は演奏できない場合があるので注意すること。

(2)市販の楽譜をアレンジして利用する…… 編曲に係る申請が必要

- ・編曲使用許諾を証明する書類を提出すること。

公式の許諾用書式がない場合は、許諾を受けた出版社の名前、担当者名、連絡先、許諾日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等(コピー可)を添付して提出すること。

- ・吹奏楽等の打楽器のパートをマーチングパーカッション用にアレンジした場合
- ・楽曲をカットして演奏する場合、またカットした時に調性が変わった音がある場合
- ・他の楽器で代用する場合
- ・楽曲の途中にブリッジ(つなぎ)として曲やドラムマーチを入れた場合
- ・本来、楽譜にないスキットや歌を入れる場合

(3)原曲を自らアレンジした楽譜を利用する……編曲に係る申請が必要

- ・編曲使用許諾を証明する書類を提出すること。

公式の許諾用書式がない場合は、後述の書式例を参考に、許諾を受けた出版社の名前、担当者名、連絡先、許諾日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等(コピー可)を添付して提出すること。

【注意】

編曲の許諾が得られない場合もあるので、必ず事前に、編曲の権利を持っている音楽 出版社に確認をとること。音楽出版社は、楽譜出版社とは異なる。編曲の権利を持っている音楽出版社は、JASRACの作品データベースで確認することができる。

作品データベース(J-WID):<https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

【参考】

2022年時点で編曲の許諾が得られない可能性の高い作曲家
バーンスタイン…「ウエスト・サイド・ストーリー」など
コープランド…「アパラチアの春」など
ストラビンスキー…「火の鳥」など

※上記の申請は、大会の参加手続きまでに終えること。

3. 楽譜の複製・コピーに係る音楽著作権

市販の楽譜をコピーして使用する場合は、楽譜データをデジタルコピーしたりプリントアウトしたりして使用する場合は、音楽著作権に関して「著作権管理事業者(JASRAC、NexTone)」の許諾を得ること。

- ※ 社会人の活動はもちろん、学校の部活動で利用する場合でも著作権者の許諾は必要となる。
- ※ 外国作品の楽譜を複製する場合の使用料額は、音楽出版社の指定する額となる(高額になることがあるので、注意すること)。著作権管理事業者に申請する前に、音楽出版社に連絡すること。音楽出版社は、JASRACの作品データベースで確認することができる。
作品データベース(J-WID):<https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>
- ※ JASRACの管理楽曲については、複製部数が100部までの場合、1曲につき歌詞・楽譜それぞれ1,600円(消費税抜き)となる。
- ※ 高等学校までの教育機関での楽譜コピーについては、1曲につき歌詞・楽譜それぞれ400円(消費税抜き)となる減額措置が適用される場合がある。

不明点は、以下に問い合わせること。

一般社団法人日本マーチングバンド協会(JMBA) E-mail:jmba@japan-mba.org

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC) 出版課

<https://www.jasrac.or.jp/news/20/200410.html>(出版物での制作)

楽譜コピーに関する情報は、以下のウェブサイトに掲載されている。

楽譜コピー問題協議会(CARS) <https://www.cars-music-copyright.jp>

著作権の消滅について(音楽著作権の手続きが必要ない楽曲)

音楽の著作物は、作詞者・作曲者の死後70年を経過すると権利が消滅し、許諾を得ることなく利用できるようになる。ただし、第二次世界大戦における連合国民の一部の著作権については、約10年、保護期間が延長されるので注意すること(戦時加算)。

【2022年1月から一部取扱いが変更になっている楽曲がある】

これまで著作権消滅として取り扱われていたジョージ・ガーシュインの作品の一部に関し、2022年1月から、JASRACが著作権の管理を再開している。ジョージ・ガーシュインの作品を編曲したり、複製したりする場合は、必ずJASRACの作品データベースで、著作権の管理状況を確認すること。

作品データベース(J-WID):<https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

「ジョージ・ガーシュイン(George Gershwin)が作曲した一部著作物の著作権の管理再開 について」:

https://www.jasrac.or.jp/release/21/09_1.html

【《書式例》口頭許諾確認書】……………

○出版元より口頭で許諾を得た場合、このような書類を作成すること。

音楽著作権使用許諾 確認書

使用楽曲名 ○○○○○(○○○○作詞／○○○○作曲)

確 認 日 20○○年○○月○○日

相 手 先 社 名:(株)○○○○○

住 所:〒○○○ ○○○市○○町○○番地

電 話:○○—○○○—○○○○

FAX:○○—○○○—○○○○

対応者名:(役職)○○ ○○

第○○回マーチングバンド千葉県大会(千葉県マーチングバンド協会主催)に使用する楽曲については、
上記のとおり、条件なしで使用を許諾されました。

20○○年○○月○○日

団 体 名:○○○○○

責任者名:○○ ○○ 印

【《書式例》音源使用(利用)許諾書】……………

○このような書類を出版元よりもらうこと。

20〇〇年〇〇月〇〇日

団体名 〇〇〇〇〇

代 表 〇〇 〇〇 様

会社名 〇〇〇〇〇

担当者 〇〇 〇〇 印

音源使用(利用)許諾書

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、20〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇〇〇様より申し出の、当社音源を御利用の件、下記条件にて承諾申し上げます。

敬具

記

- 1 利 用 音 源 曲名「〇〇〇〇〇〇〇」(レコード番号〇〇〇〇〇)
- 2 使 用 時 間 〇分〇〇秒
- 3 利用形態・目的 第〇〇回マーチングバンド千葉県大会
千葉県マーチングバンド協会主催
20〇〇年〇〇月〇〇日 会場:〇〇〇〇〇〇〇
に出場する際に楽曲を利用するため。
大会中、上記楽曲をCDに録音して、上記大会にて利用。
- 4 利 用 許 諾 料 無料 ・ 有料(1大会1曲につき____円)
- 5 音楽著作権処理 ・(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)の規定の手続きに従うこと。
・音楽著作物の関わる使用料の一切については(団体名)〇〇〇〇〇〇の責任
において事務処理及び支払いを行うこと。
- 6 その他

其連絡事項

1. 入場券

(1) 購入方法

前売券はイープラスにて発売する。詳細は打ち合わせ会議で案内をするほか、HPでも案内をする。

(2) 出演者（構成メンバー）、登録引率者、補助スタッフは出演者章の着用により入場できる。座席は出演者席とする。なお、一般席で鑑賞する場合は別途入場券を必要とする。

☆出演団体宛に、出演団体打合せ会議時に招待状（1名入場可）を用意する。

★不正転売、不正転売目的の譲受けは禁止

2. 共用楽器について

本大会は、共用楽器は用意せず、各団体で用意することにする。

3. 開閉会式

(1) 開・閉会式は実施する。詳細は打ち合わせ会議で案内をする。

(2) 各出演団体の代表は、大会終了後に、記録媒体・ジャッジシート・集計一覧等を必ず受け取ること。

4. 記録撮影

(1) 業者による撮影

①写真記録(出演団体記念写真・演技風景等)を大会指定業者が行い、販売を行う。

②DVD・BD販売を行う業者は主催者側で用意しない。

☆ 会場内、フロア及び客席内における一般観客及び出演者等による撮影は一切禁止である。撮影が発覚した際には大会本部でカメラ・フィルム・データ等を預かる場合がある。

※ 教育資料用撮影は実施しないが、大会記録撮影業者がフルショットのDVDを用意する。

5. 傷害保険

構成メンバー・登録引率者・補助スタッフ・大会実行委員・係員全員を対象に一括傷害保険に加入する。保障内容は、「自宅～会場～自宅」とする（病気は不可）。

6. 大会参加に関して

(1) 本大会参加に要する各参加団体個々の経費は、各参加団体の負担とする。参加費等の領収証は振込み控えをもって代える。

(2) 天候に左右される学校行事、法定伝染病等による休校措置、不測の事態（新型コロナ関係を含む）等で、当日の出演が危ぶまれる場合、できるだけ早く大会事務局へ連絡を入れること。最終決定時刻は大会当日開演時刻とする。不測の事態等で当日出演が不可能になった場合団体参加費のみ返金する。

(3) 大会当日、何らかの不慮により到着時刻が遅れる場合、大会事務局へ連絡を入れること（詳細は打ち合わせ会議にて）。

7. 災害発生時等における運営について

(1) 主催者は行事の実施についてその可否の判断は行わない。

(2) 災害発生時、または予め重大な災害等が予測される場合、休校措置等での出演については、当該団体の学校長・所属長の最終的判断による決定に従うものとし、速やかに大会事務局に大会出場の可否を連絡する。

其出演団体代表者打ち合わせ会議

○出演団体責任者1名が必ず出席する。申込み書類の加除訂正が判断できる人、著作権手続きに関して理解している人が出席する（生徒不可）。

日 時：8月11日（月・祝） 受付16：00 開始16：30

場 所：千葉経済大学附属高等学校 新館9階展望レストラン2

持ち物：基本実施要項、参加申込書コピー

CD使用の場合はCDまたはジャケットのコピー、マーチングの場合はスコア（原譜）

其参加申込方法・問合せ先・振込先

○参加申込方法

千葉県協会ホームページよりダウンロードした参加申込書類に必要事項を入力し、プリントアウトした参加申込書類と各種提出必要書類を所定の封筒に入れ、切手を貼って千葉県大会事務局へ郵送すること。なお、封筒裏面の「提出書類チェックシート」の「団体チェック」欄に、同封書類のチェックをすること。あわせて、入力済の参加申込ファイルと写真データ（希望団体のみ）を千葉県協会E-mailに添付して送信すること。（参加申込書データは、Microsoft Excel 2019で作成されており、Macや以前のExcelを利用すると予期せぬエラーが発生する可能性がある。また選択肢のドロップダウンリストが表示されないこともあるので注意すること）

郵送締切 7/18（金） 必着

データ送信締切 7/18（金） 19：00厳守

○大会に関する問合せ

千葉県マーチングバンド協会事務局：河 井 久 恵(かわいひさえ)

〒263-8585 千葉市稲毛区轟町4-3-30 千葉経済大学附属高等学校内

TEL:043-251-7221 FAX:043-284-0124

マーチングバンド千葉県大会事務局：石 川 泰 治(いしかわひろはる)

〒271-8585 松戸市上本郷2-3621 専修大学松戸高等学校内

TEL:047-362-9101 FAX:047-362-9104

協会メール:mail@chibamb.org

※校務により、御迷惑をおかけする場合がありますが御了承ください。

※問合せについては、FAX または e-mail をお願いします。

○加盟費・大会参加費等振込先

ゆうちょ銀行 00160-0-466419

千葉県マーチングバンド協会 （振込料は振込者負担）

送金締切 7/18（金）

千葉県マーチングバンド協会緊急対策

1 目的

各事業における会場管理の安全を期し、以て不測の事態による人的災害を最小限にするために、以下の緊急時対策をとる。

2 予防体制

- (1) 各担当者は、ポジション内の整理について特に注意し、不必要なものは置かないようにする。
- (2) 入場開始1時間前に、実行委員及び係員全員で、非常口・消火器所在などの会場内事情を確認し、不審物危険物の有無の点検を徹底的に行う。多少でも疑わしきものがあつた場合には、事業本部（以下、本部）に各担当責任者を通じ連絡する。
- (3) 開会30分前に再度確認する。
- (4) AED設置場所を確認するとともに、使用方法を確認する。

3 緊急事態発生の場合（落ち着いて対処）

(1) 火災発生の場合

- ①火災発生の発見者は、直ちに周囲に火災発生を知らせるとともに、初期消火体制、避難誘導等の消防活動を状況に応じて指示し、臨席の消防官・警察官に通報、また、各担当者に連絡する。
- ②各担当責任者は、本部に通報し、本部は直ちに119番通報を行う。
- ③消防または警察の指示は各担当が受け、本部に連絡する。
- ④初期消火については、会場内所定の消火器の操作要領を各担当責任者が関係係員に確認する。
- ⑤来場者の避難誘導については、本部からの連絡（放送）により、来場者を混乱させることなく、あらかじめ定めた通路を使って誘導を行う。
- ⑥安全防護措置として、危険物等の活動障害物の移動または除去等を行う。
- ⑦消防隊の活動が効果的に行われるよう、消防隊指揮本部と連絡を取り、積極的な情報提供を行う。

(2) 地震の場合

- ①来場者に対して、冷静に対処することを放送・ハンドマイクなどで呼びかけ、本部の状況判断を待ち、避難を要する場合は各出入口等を使って館外に誘導を行う。
- ②誘導にあたっては、各担当責任者・臨席の消防官・警察官の指示を受ける。

(3) けが人・病人が発生の場合

- ①倒れた人を発見した場合、すぐに意識確認をする。意識がなければ、すぐに応援を呼び、救急車要請、本部連絡をする。必要に応じAEDを使用する。
- ②けが人・病人が発生した場合には、各担当者を通じて本部に通報し、その指示を受け、救護係員の到着を待つ。必要がある場合は本部より救急車の出動を要請する。
- ③発熱・嘔吐の場合、処置に十分に気をつけ、二次感染がないようにする。
- ④倒れている人、けが人、病人等のプライバシーを配慮する。
- ⑤救護所は、救護室に設置する。

(4) 不審者の場合

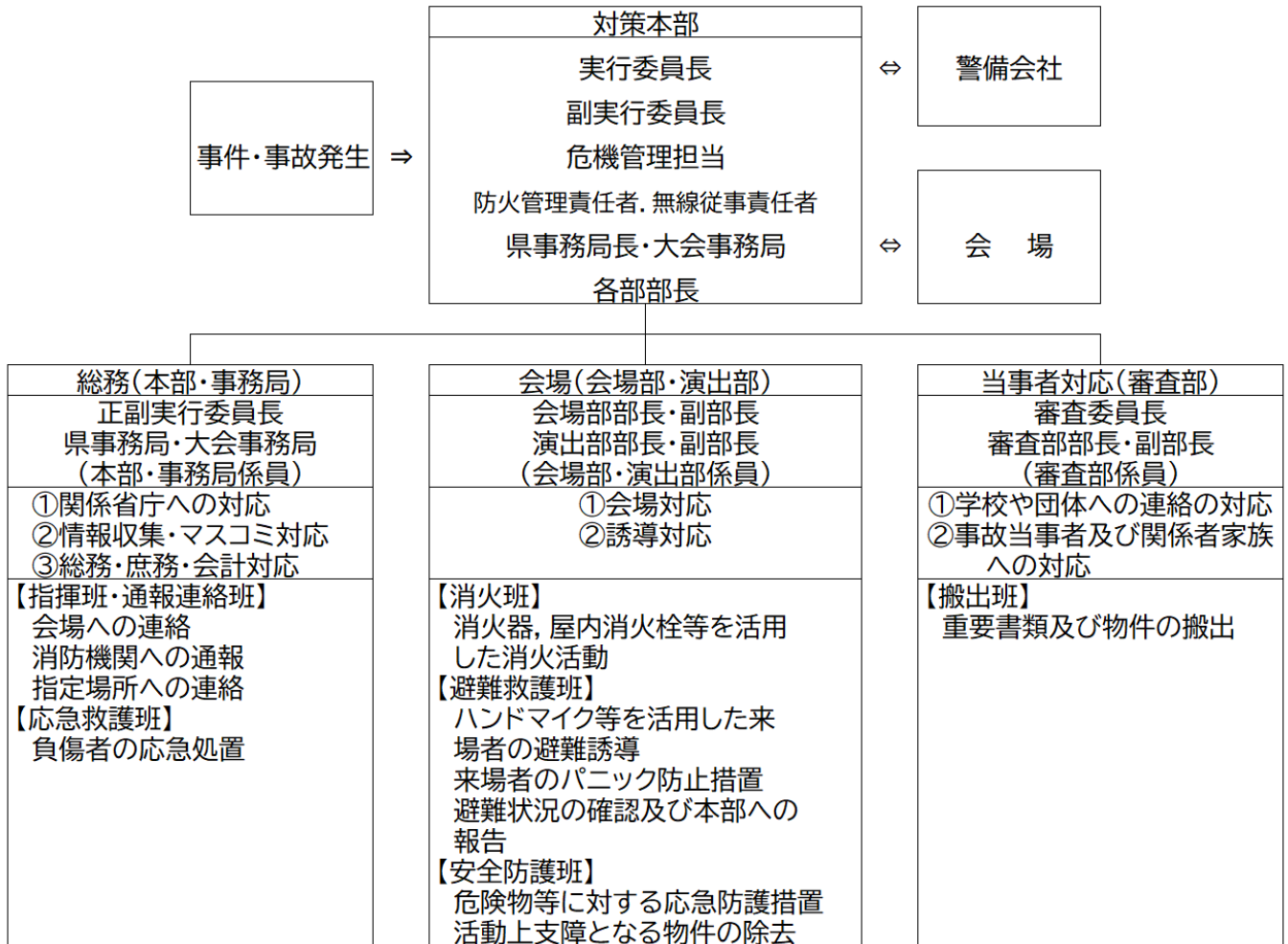
- ①関係者かどうかの確認をし、本部に連絡し、会場並びに警備会社とともにその対処にあたる。

(5) 対策本部の設置

- ①別表の通り、対策本部を設置する。

千葉県マーチングバンド協会

緊急対応組織表



- 1 実行委員長は事故、事件発生後、必要に応じて速やかに対策本部を設置する。
- 2 実行委員長は本部に常駐し、全体の指揮を統括するとともに関係機関への連絡を担当する。
- 3 副実行委員長は、実行委員長を補佐する。
- 4 県事務局、大会事務局は本部に常駐し、実行委員長・副実行委員長を補佐する。
- 5 各部署の係員は指定された場所で待機し、指示があってから活動を開始する。